

# いなみ健康ポイントを集めましょう!

町が指定する健診・検診の受診、健康づくり事業への参加、日々の取組の記録などに対してもらえる「いなみ健康ポイント」を集めると、稲美町共通商品券(上限3,000円)に交換できます。

ポイントを集めながら、楽しく健康づくりに取り組みましょう!

## ①ポイントカードをもらう

**対象:** 町内に住所がある40歳以上の人(年齢は令和4年3月31日現在)  
ポイントカードは健康福祉課、住民課、町内福祉会館などで交付します。  
※令和2年度のポイントカードは使えません。



## ②ポイントを集める

令和3年度に実施するポイント対象事業に参加し、ポイントを集めましょう。ポイント対象事業実施前には、広報などで開催時期などをお知らせします。

ポイント対象事業	ポイント数	
健診・検診の受診など 特定健診、後期高齢者健診、肺がん・胃がん・大腸がん・骨粗しょう症・肝炎ウイルス・前立腺がん・子宮がん・乳がん検診、胃がんリスク検査、歯周病検診、後期高齢者歯科口腔検診など (稲美町健診ガイドに掲載の健診・検診が対象です) ※国保人間ドックや職場の健診などのうち、上記と同じ内容の健診・検診も対象となります。 ※保険診療による検査などは対象となりません。	各2ポイント	
健康づくり事業への参加	健診結果についての説明会・相談会	1ポイント
	特定保健指導など(集団・個別)	3ポイント
	いきいき(ミニ)広場、いきいきサロン、いきいきセミナー	年間の参加で2ポイント
	もの忘れ健診、健康教育・健康セミナー、健康チェックコーナー、町老連の老人運動会参加など	1ポイント
町老連加入の老人クラブ会員、健康支援員、ヘルスの会会員	2ポイント	
日々の取組の記録	体重、血圧、歩数のいずれかを3カ月以上継続して記録(記録表は町の様式または任意の様式)	各2ポイント

## ③集めたポイントを商品券に交換する

**交換申請期間:** 令和4年3月1日(火)~3月31日(木)  
詳しくは、広報いなみや町ホームページなどでお知らせします。

5~9ポイント=500円分	20~24ポイント=2,000円分
10~14ポイント=1,000円分	25~29ポイント=2,500円分
15~19ポイント=1,500円分	30ポイント以上=3,000円分

※5ポイントに満たないポイントは交換できません。

対象事業には  
健康ポイント対象  
がついてるよ!



【問合せ】 健康福祉課 健康推進係 ☎492-9138

### 健康福祉事務所だより

- ①こころのケア相談 4月12・26日(月) 13:00~14:00 12日はアルコール関連の相談あり
- ②専門栄養相談 4月21日(水) 9:30~11:30
- ③エイズ・肝炎ウイルス検査相談(匿名・無料実施) 4月14・28日(水) 9:10~10:00

場所・問合せ: 加古川健康福祉事務所

電話予約制 ①は地域保健課(☎422-0003) ②・③は健康管理課(☎422-0002)



## 休日の耳鼻咽喉科診療体制が変更になります

令和3年4月から休日の耳鼻咽喉科診療は、姫路市休日・夜間急病センターに変更になります。  
※応急診療のみです。

**姫路市休日・夜間急病センター**

**ところ** 姫路市西今宿3-7-21  
**診療時間** 休日9:00~18:00  
(受付は8:30~17:30)  
**電話番号** 079-298-0119

## 加古川夜間急病センターが11月に移転します

加古川夜間急病センターが11月に移転し、「東はりま夜間休日応急診療センター」として、夜間の診療だけでなく休日の診療も始めます。現在の夜間急病センターは10月31日(日)まで開設します。

**東はりま夜間休日応急診療センター**

**ところ** 加古川市東神吉町西井ノ口379-1  
**開設日** 11月1日(月)(予定)  
**診療科目** 内科、小児科

健康ポイント対象

## 歯の検診のお知らせ



歯やお口の中の健康は、全身の健康維持にとっても大切です。令和3年度に対象となる人には、4月上旬に受診券を郵送します。対象の人はぜひこの機会に歯の検診を受けましょう。すでにかかりつけ歯科医で歯の定期健診を受診されている人は、主治医とご相談ください。

### ●後期高齢者歯科口腔検診の対象

(令和3年4月1日現在75・80歳の人)  
昭和15年4月2日~昭和16年4月1日生まれ  
昭和20年4月2日~昭和21年4月1日生まれ

### ●歯周病検診の対象

(令和3年度に40・50・60・70歳になる人)  
昭和26年4月1日~昭和27年3月31日生まれ  
昭和36年4月1日~昭和37年3月31日生まれ  
昭和46年4月1日~昭和47年3月31日生まれ  
昭和56年4月1日~昭和57年3月31日生まれ

【費用】 無料  
【受診期間】 4月1日(木)~令和4年2月28日(月)まで  
【ところ】 稲美町・加古川市・播磨町・高砂市内の協力歯科医療機関  
【必要書類】 令和3年4月に郵送する受診券、健康保険証など



## 高齢者用肺炎球菌ワクチン接種のお知らせ



令和3年度に対象となる人には、4月下旬に予診票などを郵送しますので、ご確認ください。  
※定期接種として接種できるのは、今年度1回限りです。

### ■令和3年度対象(令和4年4月1日までの誕生日で対象年齢となる人)

- ①令和3年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人
- ②60歳以上65歳未満の人であって、心臓、じん臓または呼吸器に重い障害のある人など

### ■接種期間

### ■費用助成

4,000円(実際の費用は総額約8,000円ですが、町が半額程度負担しています)  
生活保護法による被保護世帯または町民税非課税世帯の人は、接種費用を全額助成しますので、下記の①または②により手続きしてください。

- ①接種時に「介護保険料決定通知書(第1~3段階の人に限り)」を協力医療機関へ提示してください。
- ②接種前に、身分証明書等をお持ちのうえ、健康福祉課で助成券を申請してください(代理人が申請する場合は、委任状または対象者の身分証明書が必要になり、助成券は原則郵送でお送りします)。

### ■必要なもの

- ①予診票(4月下旬郵送)、②町内に住んでいることを確認できるもの(健康保険証など)
- その他 ・肺炎球菌ワクチンを接種したことがある人は、対象外となります。  
・予診票が届くまでに接種を希望する人は、健康福祉課にお問い合わせください。